

探偵業を依頼する方へ

探偵業者は、契約を締結する際に、以下の義務が法律で定められています。

○ 書面（誓約書）の交付を受ける義務

探偵業者は、契約を締結する前に依頼者から、調査結果を犯罪行為・違法な差別的取扱い・その他の違法な行為のために利用しない旨の書面（誓約書）の交付を受けなければなりません。

○ 重要事項説明書面の交付及び説明する義務

探偵業者は、契約の締結をしようとするとき、締結をしたときは、それぞれ法律で定められた**※重要事項**について記載された書面（契約前書面及び契約後書面）を依頼者に交付し、その内容について説明しなければなりません。

上記義務を履行していない探偵業者は、違反業者となりますので、警察に通報してください。

※重要事項

（契約前書面）

- 1 探偵業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 探偵業の届出をした公安委員会の名称
- 3 探偵業務を行うに当たっては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令を遵守するものであること
- 4 秘密の保持に関する事項
- 5 提供することができる探偵業務の内容
- 6 探偵業務の委託に関する事項
- 7 探偵業務の対価その他の当該探偵業務の依頼者が支払わなければならない金銭の概算及び支払時期
- 8 契約の解除に関する事項
- 9 探偵業務に関して作成し、又は取得した資料の処分に関する事項

（契約後書面）

- 1 探偵業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 探偵業務を行う契約の締結を担当した者の氏名及び契約年月日
- 3 探偵業務に係る調査の内容、期間及び方法
- 4 探偵業務に係る調査の結果の報告の方法及び期限
- 5 探偵業務の委託に関する定めがあるときは、その内容
- 6 探偵業務の対価その他の当該探偵業務の依頼者が支払わなければならない金銭の額並びにその支払の時期及び方法
- 7 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容
- 8 探偵業務に関して作成し、又は取得した資料の処分に関する定めがあるときは、その内容

ご不明な点があれば、右記連絡先までお問い合わせください。

土・日・祝祭日除く 午前9時から午後5時まで
愛知県警察本部生活安全総務課警備業係
(電話052-951-1611 内線3284)